



「SHIOGORI WINTER FESTIVAL」キッチンカーマルシェ募集要項

【目 的】

「SHIOGORI WINTER FESTIVAL」の開催に併せて、キッチンカー等を誘致することにより、来訪者の満足度向上を図るとともに、扇ヶ浜エリアひいては市街地の賑わいを創出する。

【日 時】

令和7年12月13日（日） 営業時間は16：00～21：00頃（予定）

【場 所】

田辺扇ヶ浜

※雨天時は田辺市立武道館下 ピロティ付近

（場所が変更になる場合は事務局から連絡させていただきます。）

【環 境】 ※レイアウトは予告なく変更する場合があります。

別紙レイアウト案参照

設 備：電源・水道なし（ビーチハウスに公衆トイレあり）

駐 車 場：松風荘側から搬入搬出

【募集対象】

以下、①～⑦の全てを満たす者

- ①キッチンカー等の移動販売車を用いて、搬入・販売・撤収などを自力で行える者
- ②田辺市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証（移動販売車）を有する者
- ③出店期間において営業許可証の期限が有効である者
- ④食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑤保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取扱える者
- ⑥出店終了後に実績報告書等を提出することができる者
- ⑦以下の出店応募制限に当てはまらない者
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
 - ウ 国税、地方税を滞納している者
 - エ 破産者で復権を得ない者
 - オ 暴力団員（田辺市暴力団排除条例（田辺市条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者。暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者
 - カ イベント会場の円滑な運営に支障を来す又はそのおそれのある者

【募 集 枠】

最大 10 枠（先着順）

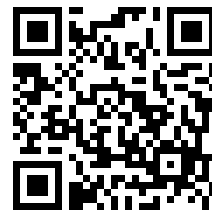
※出店区画は、事務局が決定しますのでご了承ください。

【出店料等】

出 店 料：無料

【申込方法】

1. 右記の Google フォームから申込み
2. 以下を提出（メールで送付可）
 - ①食品営業許可証（移動販売車）の写し
 - ②食品衛生責任者であることを証するものの写し
 - ③生産物賠償保険等の証明書の写し
 - ④車検証の写し
 - ⑤販売車写真画像（営業状態、ナンバープレート）
3. 申込み後、事務局より受付の連絡（出店者決定）

**【申込期限】**

令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

【注意事項】

- ・出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施してください。
- ・火気を使用する場合は、必ず消火器を用意してください。
- ・出店エリア（キッチンカー内を含む）での、喫煙はご遠慮ください。
- ・出店許可書、進入許可書等はすぐに提示できるようにしてください。
- ・出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い誠意をもって対応してください。当協会は一切責任を負いません。
- ・出店者はその責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損傷額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- ・出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について当協会は一切責任を負いません。
- ・提出いただいた書類及びそれに含まれる情報については、本イベント以外の目的には一切使用しません。
- ・本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、事務局と出店者の協議の上処理するものとします。

【提出・お問い合わせ先】



事務局：〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

田辺観光協会 担当：室井

電話：0739-26-9929（直通） FAX：0739-22-9903 ↑田辺観光協会 HP

メール：kankou@city.tanabe.lg.jp

URL : <https://www.tanabe-kanko.jp/>